

*The 6th High School English Debate Tournament*  
*Make Friends Cup 2024 in Chuo University, Tama Campus*

*HEnDA 認定広域大会*

第6回高校生英語ディベート・make friends cup

大会実施要項

1. 目的
  - ・世界や社会の多様な問題や人々に関心をもち英語で議論をする。
  - ・ディベートを通して問題意識を高め批判的思考力を養う。
  - ・教員および生徒の英語ディベート研修の場とする。
2. 主催
  - (一社) 全国高校英語ディベート連盟・大会運営委員会
  - 審判長 矢野善郎 中央大学教授・HEnDA 理事
  - 委員長 丸橋洋之 白梅学園清修中高一貫部教諭・HEnDA 理事
3. 日時 2024年10月13日(日) 9:00開始
4. 会場 中央大学 多摩キャンパス (大学への問い合わせはご遠慮ください)  
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1  

FOREST GATEWAY CHUO 館

注意：集合・試合会場は、昨年度などに使ってきた3号館ではございません。  
多摩キャンパスに新しくできたフォレストゲートウェイ館となります
5. 試合形式 予選4試合、予選上位2チームによる決勝戦を行う。  
(同一校のチームが1、2位となった場合は次点の他校のチームと決勝を行う)  
予選は、肯定側2試合、否定側2試合を原則とする。  
第1および第2試合はあらかじめ対戦を組み、第3試合からパワーペアリングとする。
6. 表彰 表彰あり
7. ルール HEnDA 全国大会ルールに準拠する (ただし、下記の要件はこの大会においては優先される)
8. 参加方法
  - 1、各学校1または2チームを登録する。
    - (1) チームごとの登録人数制限はなし。選手登録はありません。
    - (2) チーム編成・選手登録は学校および顧問の責任において行ってください。
  - 2、試合ごとの同一チーム内での登録選手交代は自由。2チーム間での選手交代は不可とする。
  - 3、1チームは4人編成とする。(3人は不可・6の特例措置参照)
  - 4、選手の海外経験等は問わない。
  - 5、ジャッジは申し込みチーム数と同数を派遣する。(必須)
    - (1) 1チーム登録はジャッジ1名、2チーム登録はジャッジ2名を派遣する。
    - (2) ジャッジをチーム数に合わせて派遣できない場合、大会運営に支障があるために申し込みはできません。
    - (3) ジャッジは、教員または社会人とする。
  - 6、特例措置：同じ都道府県に所在する2つの学校が、ともに選手不足の場合、合同チームを組んで予選および全国大会に応募することを認める (ただし合同チームとして全国大会に応募する際

には、予選出場時点のチーム構成を変更することはできない。また3校以上による合同チームは認められない)

\*本大会に合同チームで参加する場合には事前に問い合わせをしてください。

9. 当日日程 9:00 受付開始 (中央大学多摩キャンパス)

集合場所 FOREST GATEWAY CHUO 館 3階 ホール

9:30	開会式 諸注意・諸連絡
10:00	第1試合開始 (事前に対戦は組まれています)
11:10	第2試合開始 (事前に対戦は組まれています)
13:00	第3試合開始 (パワーペアリング)
14:30	第4試合開始 (パワーペアリング)
15:50	決勝戦 ( <u>異なる学校の上位2チームとする</u> )
17:00	表彰・閉会式
17:30	解散 (予定)

※終了時間については、予定より遅くなる場合があります。予めご了承ください。

12、参加費 学校単位で1校 3,000円 (\*チーム数ではなく、学校単位とする。)  
なお、参加費は、表彰関係の経費に使用します。  
当日の朝に受付で支払い領収書を受け取ってください。

13、申し込み 最大36チームとし、先着順で定員となり次第締めきりとする。  
下記のグーグルフォームからの申し込みとなります。

<https://forms.gle/6m4T51zCHwLdCXs26>

(締切 10月03日(木) 22:00までに申し込みください)

14、問い合わせ先 丸橋 洋之 白梅学園清修中高一貫部  
メールアドレス: kanatamaru@yahoo.co.jp  
携帯電話 090-6654-5027  
\*学校へのお問い合わせはご遠慮ください

15、論題と定義 Wording and Definitions

1 March 2024 \*Revised (slightly) 13 May 2024

HEnDA Chief Judge: Yoshiro Yano

Debate Topic

Resolved: That the Japanese government should abolish all nuclear power plants in Japan.

日本政府は、原子力発電所を全て廃止すべきである。是か非か。

Definitions

1. All nuclear power plants (NPPs) operating now (as of March 2024) should be shut down by 2030.

2. NPPs that are currently idled, even those with permission to restart at this moment, should not be reoperated. No new construction of NPPs should be granted.
3. The (so-called) nuclear fuel cycle policy involving the reprocessing and reuse of spent nuclear fuel should be completely aborted.
4. Decommissioning of shutdown NPPs and relevant facilities should proceed according to the current policy.
5. The disposal of high-level radioactive waste (nuclear waste) should proceed according to the current policy (including the selection of a final disposal site).
6. Debaters cannot add or specify plans beyond the above points. Debaters should speculate and argue the future prospects, based on evidence, referring to the current relevant policies, etc. The following are specific examples that cannot be added nor specified as plans:
  1. Limiting or designating the scope of the abolition of NPPs.
  2. Designation of power generation sources after the abolition of NPPs.
  3. Promotion of natural renewable energy such as solar or wind.
  4. How subsidies and related financial resources related to nuclear power should be spent after the abolition.
  5. Adding or changing the regulations on Japanese NPP constructors or related businesses, concerning exports/commissions of NPPs or related business *abroad*.
7. The negative side will defend the current government policy (as of March 2024) on nuclear power operation and management.

## BACKGROUND OF THIS TOPIC

In 2023, a set of amendment bills dubbed the “Green-transformation (GX) Decarbonization Electricity Act” which will enable nuclear power plants (NPPs) to operate for more than 60 years, has passed the Diet. The act will be enacted in 2025 and be the basis of the Japanese government’s policy to use NPPs more. Apparently, the public opinion on NPPs is divided. For many, the memory of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant accident in 2011 is still vivid, and it can be argued that “Fukushima” is still an ongoing incident that has no end in sight. This debate topic will focus on one of the most important future choices for the Japanese society.

### Revisions:

13 May ‘24: Added 6-e. Corrected some awkward English expressions (Thank you for your suggestions).

**NB: The topic wording and definitions may be changed later.**

Any suggestions for the debate topic wording or definitions are welcome..

### 論題

Resolved: That the Japanese government should abolish all nuclear power plants in Japan. 日本政府は、原子力発電所を全て廃止すべきである。是か非か。

### 定義

1. 現時点（2024年3月）で稼働している原子力発電所（原発）については、2030年までに全て稼働を停止するものとする。
2. 現時点で停止中の原発については、現時点で稼働許可が与えられているものについても再稼働は認めないものとする。また新規の原発建築は全て行わないものとする。
3. 使用済み核燃料の再処理と再利用に関わる、いわゆる核燃料サイクル政策については全面中止するものとする。

4. 停止後の原発と関連施設については現行方針に基づき、順次廃炉・解体を進めていくものとする。
5. 高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の処理については、最終処分地の選定・建設なども含め、現行方針に基づき進めていくものとする。
6. 以上を除いては、ディベーターは、プラン等を加えたり、指定したりすることはできない。原発以外の現行のエネルギー政策などを参照しつつ、証拠にもとづき将来動向を推測してディベートする。以下は、プランの形で付加・指定できない事項の具体例である。
  1. 廃止する原発に例外などを設けたり指定したりすること。
  2. 原発廃止後の電源構成の指定について。
  3. 太陽光や風力発電などの再生エネルギー等の普及政策について。
  4. 原発に関わる補助金や関連財源が廃止後にどのような用途で支出されるかについて。
  5. 原発製造者や関連業者に対する、海外への原発輸出や海外での製造あるいは原発関連事業についての規制を設けたり変更したりすること。
7. 否定側は、現行（2024年3月時点）の政府方針に基づいた原発稼働・管理方針を継続するものとする。

## 改変履歴：

2024/5/13: 6-e)を付加。英語のおかしいところを微修正（ご指摘を感謝いたします）

## 論題の背景

2023年に「GX脱炭素電源法」と呼ばれる一連の法案が成立した。この法は原子力発電所の運転年数を60年以上に延長することを可能にするもので、2025年に施行される。これにより、日本政府はより積極的な原子力発電所の活用を進めていく方針である。しかしながら、原子力発電に対する世論は二分されている。2011年の福島第一原発事故の記憶は未だ生々しい。それどころか、「福島」は終熄の見通しすら立たない、いまだに進行中の災害であると主張することもできるだろう。

この論題は、日本社会の将来にとって最も重要な選択の一つに焦点をあてるものとなるだろう。

### 16、ブロック大会について「大会出場選考基準より抜粋」

1. 「広域大会」Inter-prefectural Tournamentの認定：HENDAでは、複数の県にまたがる大会を「広域大会」（旧呼称「ブロック大会」）と認定する。広域大会として認定されるには、（上記の4つの条件に加え）、a) 事前に公開された出場基準（大会要項）に則って、公平・公正に大会出場校が選定されていること、b) 参加校数が10校を越え、c) 特定の都道府県からの参加チーム数が参加総チーム数にしめる割合が4割以下に抑えられている、という3つの条件を満たしていることとする（以下の選抜基準 条件Dおよび、FAQも参照）。<sup>[4]</sup>
- 2.
3. 県の出場校：各県大会の成績が確定後、原則として、その県大会で上位の成績をおさめた学校を優先して実際の出場校を選抜する。例外として、条件Dの広域大会出場枠を確保した学校は、条件Dで出場したものとし、その学校の所属県が獲得した条件A, B, E, Fの枠からの出場校については、条件D校を除いた上位が出場する。ただし、全国大会への出場は、募集要項に則り、期日までに全国大会の応募書類等の提出が完了していることが大前提である。県大会や広域大会での出場後自動的に参加登録がされるわけではない。

### 17、広域大会 FAQ

1. 広域大会は、従来(2020年まで)のブロック大会とどう違うのですか？

呼び方だけの変更で、実際の違いはありません。広域大会の基準をみただけ限り、個々の大会の名称としては「広域大会」と呼ぶ必要はなく、例えば「四国ブロック大会」など地域をイメージする名称でも “Make Friends Cup in

XX” などでも 結構です(大会名称にブロックという言葉を使うことは、もちろん構いません)。特定の県名・学校等を冠する広域大会も 可能です。

2. 特定の地域で、2 つ以上、「広域大会枠」が認められる場合もあるのですか？

上記の条件を満たしている限り、ありえます。仮の例としては、南関西大会、北関西大会の双方の優勝者に枠が割り振られることもあります。連盟としては、多様な広域大会が自発的に各地で開かれることは、高校生の教育にとって望ましいことと考えており、多くの広域大会の開催を支援したいと考えております。

3. 既に広域大会で優勝した学校が、他の広域大会でも優勝したということが過去にもありました。その場合、準優勝校に広域大会枠は与えられるのでしょうか

優勝校にのみ広域大会枠での出場が認められます。それ以外には与えられません。条件 D 広域大会選抜はあくまで実績 Excellence 原理での選抜になりますので、優勝という実績のみ評価するもので、特定の数の枠を埋めることを目指す性質の出場条件ではありません。さらに公正性の観点からも、深刻な問題状況を作り出すので、非優勝校への広域大会枠は認めていません。ご質問に沿って言えば、同じ学校が、複数の広域大会を優勝した場合、複数回目の広域大会の準優勝校に優先して枠を付与する理由の一つもありません。同じ学校に先に負けた準優勝校も同じ立場なのに、不当に損をします。ならば準優勝校同士で決定戦をやるべきだとか、2つの準優勝校が仮に万が一同一校であったら認めても良いではないかという強弁も予想されますが、無数にありうる、複雑な規定を予め網羅的に決め公正に実施することは事実上不可能です。また、そもそも原理的に、他の大会の準優勝校に比べ、同じ学校がたまたま優勝した 2 つの広域大会の準優勝校を優先すべき理由の一つもありません(例えば広域大会の規模を比較すると、こちらの大会の準優勝校の方が価値あるなど不満をさらに生み出すことになるでしょう)。一つでも準優勝校を D 枠で認めることは、不公正な状況をかえって生み出します。広域大会の優勝校だけにこの条件を認めるのが Excellence の原理的に正しく、ルールのにも最も簡明であるだけでなく、より公正といえます。

4. 既に他の広域大会で優勝した学校を、広域大会の参加校から除外・排除すること、あるいは決勝戦・優勝を辞退させることは許されますでしょうか

認められません。特定の学校を排除するようなカルテルは、競技としてのレベルを低下させるだけでなく、学校によっては、その大会にだけ出場するという生徒がいることも十分ありえますので、きわめて残酷な状況を必ずもたらしめます。もしある広域大会で大会主催者・他校から、出場辞退・決勝辞退などの圧力があつたことが判明した場合は、連盟としてはその大会の広域大会の認定を取り消します。

5. 既に他大会で優勝した学校が、自発的に出場を辞退する、決勝戦・優勝を辞退する、優勝後の権利を譲るとするのは許されますでしょうか

そもそも条件 D は優勝校のみに該当します。優勝校が自発的に準優勝校に権利を譲ることは原理上許されません。また自発的な辞退も、上記と 4. 同様、基本的には認めません(原則として病気や交通などでどうしても帰らなくてはならないなど不可抗力的な理由以外の出場辞退は奨励しません。勝つていようが負けていようが、最後までフェアプレーで頑張っ て欲しいです)。完全に自発的な辞退も、(大相撲千秋楽の八百長と同様)本来の競技を歪め一部の別の学校を有利にし、辞退校の生徒の試合機会・成長機会を奪うもので、幾重にも Make Friends の精神に違反しております。仮にそのような 辞退があつたことが報告された場合、その大会の公正性に疑問がつくので、その大会からの D 枠出場権は保証されません。